

【令和3年5月1日】

回 覧

令和3年度 協働地域づくり支援事業

募集のお知らせ

1 募集の趣旨及び目的

蟹江町では、第5次総合計画の基本計画一分野別計画一として「みんなで取り組む」元気なまちづくりを掲げています。そこで、地域課題の解決に向けて取り組む「公益性のある活動」について、住民のみなさんからの企画提案を募集します。

この事業は、住民による団体、グループ等が主体となり、町との協働で地域課題の解決を図るとともに、事業を契機として団体等の活動をさらに活性化させ、住民と町との協働によるまちづくりを進展させることを目的としています。

2 募集事業

■ 一般型協働事業

公益性（不特定多数の者の利益の増進）に寄与する非営利事業とし、以下の要件をすべて満たすものとします。

【要件1】 次のいずれかの推進に資するもの

- ① 「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり
- ② 「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり
- ③ 「住み続けられる」安全・安心なまちづくり
- ④ 「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり
- ⑤ 「みんなで取り組む」元気なまちづくり
- ⑥ その他かにえの魅力を創出するまちづくり

【要件2】 町が関わる必要性が認められるもの

【要件3】 団体等と町が協働で実施することにより事業効果が高まるもの

※ 上記にかかわらず、次に該当するものは対象外とします。

- * 営利、宗教及び政治を目的とするもの
- * 主として調査、研究を目的とするもの
- * 過去に一般型協働事業に採択されたもの

【要件4】 応募をお考えの方は、役場の関係課及びふるさと振興課と計画事業の内容について必ず事前相談を行ってください。（期限日間際では、打合せ日程の調整ができないこともありますので、時間的余裕を持ってご相談ください。）

■ ステップアップ型協働事業

過去に一般型協働事業を、採択・実施された団体等に限りです。当該団体には、応募基準について別途個別にお知らせします。

3 応募対象となる団体・グループ

応募の対象となる団体等は、公益活動を行うボランティア団体、NPO、町内会等の非営利団体であって、次の要件をすべて満たすものとします。

- ◇ 構成員は、町内に在住又は在勤する5人以上の者が含まれていること。
 - ◇ 代表者は、町内に住所を有する者であること。
 - ◇ 定款、規約、会則等を有していること。
 - ◇ 団体の活動目的が宗教、政治に関するものでないこと。
 - ◇ 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員（暴力団関係団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- ※ 個人での応募はできません。

4 事業の実施期間

ご応募いただく事業の実施期間は、
令和3年7月1日から令和4年2月28日まで

※ ステップアップ型は4月から対象とします。



5 応募方法等

- ◇ 応募期間：令和3年5月10日（月）から6月4日（金）まで
- ◇ 提出書類：協働事業提案書一式
 - ※ 用紙（様式）は、提出先でお渡しします。
 - 町公式ホームページからもダウンロードできます。
- ◇ 提出先：蟹江町役場ふるさと振興課

6 事業費（委託費）

1事業あたり上限15万円

- ※ 事業の実施年数が1～3年目の団体については上限15万円
- 事業の実施年数が4年目の団体については上限10万円
- 事業の実施年数が5年目の団体については上限5万円



7 事業の流れ及び留意事項

(1) 申請

提案できる事業数は、1団体につき1事業とします。

(2) 審査

応募団体等には、令和3年6月17日(木)に行われる審査委員会において、提案内容等についての説明(プレゼンテーション)をしていただきます。(応募団体等は、審査委員会に参加していただける団体等に限りです。)

審査委員会は、以下の項目について審査を行い、実施事業を選考します。

- ◇ 公益性
- ◇ 地域等ニーズの把握及び課題分析の的確さ
- ◇ 事業の必要性と効果
- ◇ 事業の実現性及び団体等の実行性
- ◇ アピール力



(3) 事業の委託決定

事業の委託は、審査委員会の選考結果を参考に町長が実施事業の決定を行います。なお、決定団体等の名称及び事業概要等は、町公式ホームページ等で公表し、実施について広くPRします。

(4) 契約及び事業の実施

- ◇ 決定団体等には、事業の実施にあたり、町と委託契約を締結していただきます。
- ◇ 委託契約を締結した団体等は、事業内容の変更、中止又は当該事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合は、町に対して速やかに報告するとともに、以降の指示に従っていただきます。
- ◇ 事業費の支払いは、原則として事業完了後とします。ただし、前金として支払う必要性が認められる場合は、その一部を事業実施前に支払います。

(5) 完了報告

事業完了後速やかに、事業完了報告書を提出していただきます。

(6) 報告会の実施

実施団体等には、事業の完了後に町が開催する「協働地域づくり支援事業実施団体実績報告会」において、実績報告(発表)をしていただきます。

令和元年度に採択・実施した事業をご紹介します。

※令和2年度は当事業を行っておりません。

事業名：あんしん終活・相続サポート事業	実施団体： NPO法人あいち終活・相続サポートネットワーク
内容	<p>専門的な知識を持つ士業関係者が相続等に係る諸問題についての講演会や個別相談会を開催しました。</p> <p>また、参加された方々は専門家の助言を得ながら、蟹江町オリジナルエンディングノート「まる丸ノート」を作成しました。</p>
事業名：子育て応援情報誌「ママノア」発行Ⅴ	実施団体：子育て応援情報誌「ママノア」編集部
内容	<p>多くの不安や悩みを抱え孤立しがちな産後のママたちのサポートを目的に、子育て応援情報誌「ママノア」を年に2回（各3,000部）発行しました。</p> <p>記念すべきママノア10号は「ママノア+」との合併号として発行し、「じいじ・ばあば」について掲載することで世代を超えた家族のコミュニケーションツールとして親しんでもらうことができました。</p>
事業名：近鉄蟹江駅周辺のまちづくり推進を図る事業	実施団体：宝地区まちづくり検討委員会
内容	<p>宝地区の居住者及び地権者に対して、まちづくりに関するアンケート調査を行い、住民の生の声を集約したまちづくり案を作成し、町に提案しました。またアンケートの結果報告をかねた住民参加型のワークショップを開催するなど、地元のみまちづくりに関する意識高揚と合意形成を図りました。</p>
事業名：ONiGiRi 子ども食堂	実施団体：非営利団体 ONiGiRi
内容	<p>子どもやその家族が地域とつながりを持つことのできるような居場所づくりを目的として、月に1回程度子ども食堂を開催しました。</p> <p>近年孤食家庭が増えているなかで、子どもから大人までがみんなで一緒にご飯を作り、食べ、楽しい時間を過ごすことができました。</p>
事業名：防災のための「家具固定推進事業」	実施団体：家具固定センター
内容	<p>参加者の家具固定スキルの習得を目的に、実演を交えた研修会を町内各地域で実施し、各家庭における家具固定を推進しました。</p> <p>また、地震等の災害に対する防災・減災の意識を高めるための講演会を開催し、家具固定の必要性について周知啓発を行いました。</p>



【問合せ・申込先】蟹江町役場 ふるさと振興課（庁舎1階）

所在地：〒497-8601 蟹江町学戸三丁目1番地

連絡先：0567-95-1111（内線444）

公式ホームページ：<https://www.town.kanie.aichi.jp/>

